

中国ワイン産業の人材養成と資格制度

毛 桂 榮

中国では1980年代以後、政府の政策方針として「穀物酒」から「果実酒」への転換が提起され、ワイン生産が強化された。1990年代以後、経済成長に伴う生活水準の向上、さらに健康ブームにより、ワインの生産と消費が好調に推移している。2016年、葡萄の栽培面積が世界2位になったとされ、またワイン生産及び消費においても現在、5位か6位あたりを推移している。ワインブームに押されて、外国ワインの輸入も急増しており、中国のワイン消費は外国産ワインが4割ほど占めている。人口・市場規模からしていずれワインの生産と消費が世界一になるのではないかと予想され、外国ワイン会社の中国への投資も増えている。

これまで中国ワインの産地（地理的表示など）、ワインの国家規制、大手ワイン会社の市場化と国際化などについて分析をしてきた。ワイン生産と消費の急発展において、人材不足の問題が生じている。ホテル業界ではワインソムリエを奪い合っている。今回は、ワイン産業、またワイン市場における人材養成のことを取り上げる。

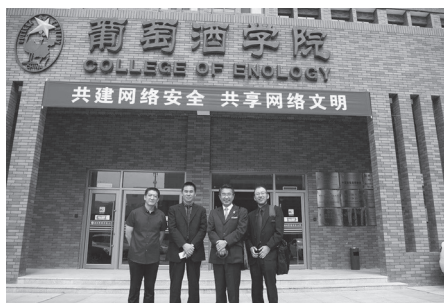
1. 大学における人材養成

中国では、食品工業・食品化学を教育・研究する大学あるいは学部・学科は以前から存在しており、白酒など醸造について教育・研究が行われてきた。また農業大学、農林大学では果樹などの教育・研究があった。これらの機関で養成され、またアルコール産業で活躍した人材は一部、ワインの醸造に転身した。また、改革開放政策が実施されて、外国留学でワインの醸造技術を取得して帰国した者もいる。後述する李華氏は、まさに果樹学をテーマに1982年にフランスに留学し、そこでワイン醸造を研究し、博士号を取得し帰国した専門家である。寧夏自治区のワイン産地で有名な「銀色高地酒庄」(Silver Heights Vineyard)の高源女史も、その例である。彼女は現在、父親が始めたワイナリーの責任者になっているが、1997年にフランスに行き、そこでワイン醸造を専攻した。ワイン醸造師のフランス人と結婚し、その後は帰国し、夫婦で「銀色高地酒庄」を、高級ワインを生産するワイナリーに育て上げ、市場の高い評価を維持している。現在、中国のワイン産業では留学経験者が増えて質の高い中国ワインの醸造に励んでいる。

アルコール産業からの転身組、海外留学組に加えて、ワイン産業人材の組織的な養成が中国では始まっている。いくつかの大学で「葡萄酒学院(学部)」が改編・創設されている。「葡萄酒学院」の先駆は、西安の西側(楊凌)にある「西北農林科学技術大学」に設置された葡萄酒学院である。当該葡萄酒学院は、1994年4月に西北農業大学に新設され、以後大学合併(1999年)により現在の西北農林科学技術大学葡萄酒学院に至っている。学院を創設して2004年までに10年間、初代院長を務めた李華氏(現在終身名誉院長)は、ボルドー第二大学でワイン醸造の博士号を取

得した専門家で、中国では「小酒庄・大産業」発展モデルの提唱でも知られている。中国ワイン産業ではこの葡萄酒学院の卒業生が活躍している。2017年9月に我々は、当該学院を訪問し、ワインの法規制などの研究交流をしたことがある（資料1の写真を参照）。ちなみに、西安市より80キロ西の楊凌は、陝西省の直轄区で、中国で初めての「農業高新技術産業示範区」（農業ハイテク産業モデル地域、1997年に設立）である。

資料1 西北農林科学技術大学葡萄酒学院



（陝西省楊凌にて、2017年9月）

2013年に寧夏大学に開設された葡萄酒学院は、寧夏ワイン産地の形成と連動している。それは、寧夏大学（農学院が中心に）が民間企業である寧夏金龍集団、そしてフランスの大学（Université Grenoble 2）の協力を得て開設した新学部組織である（中国では「2級学位」とされる）。2013年、ワイン醸造コース80人、ワイン消費と営業（経営）コース80人、またワイン観光文化コース40人の新入生を迎えた。中国の地方国立大学としては、学部入学定員（200名）は決して少なくはない。寧夏ワイン産地に設置されている当該学院では、3学期制を実施し、英語とフランス語をともに必修とし、実習と留学、卒業証書と職業資格（後述）の併行取得、葡萄とワインの6次産業化を見越したカリキュラムを構成するなどいくつか新しい教育システムを試行している。寧夏大学葡萄酒学院は、その「地の利」を生かしたワイン産業・市場の人材養成機構を目指している。

中国で葡萄の生産量がトップの新疆自治区も、ワイン産業の人材養成では遅れを取っていない。2015年に新疆農業大学では、農学部、園芸学部をベースに新たな学部として葡萄酒学院が創設され、ワイン産業の人材養成に注力し始め、西北農林科学技術大学葡萄酒学院を追い越そうとしている。2017年9月に新疆のワイン産地を調査した際、その葡萄酒学院を研究交流で訪問していた。そのほかに複数の農業大学などでは食品と葡萄酒学院、または葡萄酒学科が創設され、またいくつかの大学の食品学院などではワイン醸造学科が創設されている（資料2を参照）。

さらに、銘酒「茅台酒」を生産する茅台集団（貴州省）は、茅台学院を設置し、2017年秋に新入生を迎えた。茅台学院は、ワイン醸造学科を設置しており、「白酒」の生産を主とする企業が、ワインの生産（茅台集団が煙台でワイン会社を設置）、またワイン産業の人材養成にも力を入れている。2018年の入学定員では、白酒醸造270名に対して、ワイン醸造は100名である。ちなみに張裕ワインは、1958年に張裕釀酒大学（短大）を設置した歴史（短期で解散）があるが、現在、

自前の人材養成組織を持っていない。

資料2 中国大学における「葡萄酒学院」などの設置

大学	学院(学部)名	設置時期	参考
西北農林科学技術大学 (西安)	葡萄酒学院	1994年 4月 (西北農業大学)	初代院長(1994-2004)は、李華。中国初の葡萄酒学院
中国農業大学 (北京)・煙台研究院	食品と葡萄酒学院	2006年 8月	中国農業大学の煙台分校(山東省煙台)に設置
済南大学 (山東省) 付属泉城学院	蓬萊葡萄酒学院 (泉城学院の分校)	2011年 5月	泉城学院(独立学院)に設置(2級学院)
甘肅農業大学	食品科学学院・ 葡萄と葡萄酒学科	2012年	新学科を設置
寧夏大学	葡萄酒学院	2013年 5月	民間企業、またフランスとの合弁(2級学院)
新疆農業大学	葡萄と葡萄酒学院	2015年10月	既存の農学系、園芸系をベースに新学部設置
瀋陽薬科大学	機能食品と葡萄酒学院	2015年11月	葡萄酒専攻は2013年
茅台学院 (貴州省)	葡萄と葡萄酒醸造学科	2017年 9月 学院開設	「茅台酒」を生産する茅台集団が新設する大学

資料：各種資料より筆者整理

2. 職業資格の創設

他方、ワイン産業における職業資格の認定も始まっている。「果実酒醸造者」、「酒醸造師」、「酒品評師」、「酒調合師」がそれである。専門の教育機関における学歴、そしてワイン産業における職業経験を踏まえて職業資格として認定されている。しかし、ソムリエ(侍酒師)の職業資格は、中国ではまだ存在しない。

資料3 中国のワイン産業における職業資格

職業名称：中国語 (日本語表示)	等級区分など	適用する職業領域	公表機関	公表時期
調酒師 (酒調合師、バーテンダー)	高級調酒師	バー、レストラン	労働社会保障部 2000年第14号公告	2000年 7月 4日
	調酒師			
	助理調酒師			
果露酒醸造工 (果実酒醸造者)	高級醸造工	葡萄などを原料とする 果実酒の選別、醸造、 製造	労働社会保障部、 2003年第1号公告	2003年 1月23日
	中級醸造工			
	初級醸造工			
醸酒師 (酒醸造師)	高級醸酒師	酒の醸造過程における 生産技法などの指導	労働社会保障部、 2008年第5号公告	2008年 2月 9日
	醸酒師			
	助理醸酒師			
品酒師 (酒品評師)	一級品酒師	酒の官能評価、品質評価、 新商品の開発など	労働社会保障部、 2008年第5号公告	2008年 2月 9日
	二級品酒師			
	三級品酒師			
侍酒師 (ソムリエ)	需要はあるが、中国では現在、そのような職業資格はない。			

注：労働法、職業教育法では、職業資格、職業資格証書制度の規定がある。「中華人民共和国職業分類大典」では上記の各職業に固有コード例えば「醸酒師」: X2-02-28があり、職業資格標準が規定されている。当該「大典」は、労働社会保障部と品質総局など共同編集し、1999年に初めて公表されたものであり、最新は2015年版。出典：唐ほか「中国葡萄酒文化」88頁ほか、関係資料より整理。

資料3は、それらの職業資格の形成を時系列に整理したものである。2000年から2003年にかけて、労働と社会保障部によって「調酒師」（酒調合師、バーテンダー）と「果露酒醸造工」（果実酒醸造者）の職名が正式に新設された。また2008年に労働と社会保障部が国家職業基準の改編で「醸酒師」（酒醸造師）「品酒師」（酒品評師）を新たに職業資格とした。すなわち、ワインの生産に関わって、「果露酒醸造工」（果実酒醸造者）、「醸酒師」（酒醸造師）の職業資格があり、また酒を品評する専門資格として「品酒師」（酒品評師）、さらにサービス業においては、「調酒師」（酒調合師、バーテンダー）の資格が創設されている。いずれも3等級（3級から1級へ、あるいは初級から高級への等級性）の資格認定制度となっており、学校教育や現場の経験年数などと連動し、昇級の制度が設けられている。

職業資格は、政府によって創設されたものであるが、実際の資格付与などは、業界団体などが認定するものである。資料4は、「酒醸造師」の資格認定に際しての資格条件を整理し、また資料5は、「酒品評師」の資格条件を整理したものである。例えば、大学の葡萄酒学院を卒業した者は、「3級品酒師」の資格が取得可能で、また「3級品酒師」の資格を取得し、さらに継続してワイン産業で4年の職業経験があれば、「2級品酒師」の資格が取得可能である。ただ、これらの資格条件は言わば、資格認定を申請する基本条件で、実際は研修、または認定のプロセスがある。例えば、大学の葡萄酒学院を卒業して「3級品酒師」の資格を取得し、また継続してワイン産業で3年（上記より1年短縮）の職業を経験した上で、業界団体の資格認定の研修プログラムを修了した場合、「2級品酒師」の資格が取得可能である。中国アルコール協会においては、「醸酒師」などを認定する資格条件などが公表されており、定期的に資格認定の研修を主催し、また資格認定を行っている。ちなみに、「高級醸酒師」のなかで、特に優秀な者には「醸酒大師」の称号（名誉称号）が与えられる。中国酒醸造協会では、2006年、2011年にそれぞれ32名、43名に「醸酒大師」の称号が与えられ、その中でワイン（葡萄酒）の「醸酒大師」は、それぞれ4名、合計8名（名簿は、唐ほか『中国葡萄酒文化』、201頁）が含まれている。

大学における職業関係の専門教育、また職業経験、さらに業界団体の研修・認定がワインを含むアルコール産業における職業資格の認定において基準化・制度化されている。

資料4 「醸酒師」資格の認定基準

等級名	資格要件（どれか1つを満たす必要がある）
高級醸酒師 (高級酒醸造師)	(1) 当該職業（酒醸造）において15年以上の職業経験を有する者、 (2) 酒醸造師の資格を取得してから、当該職業（ワイン醸造）に5年以上の職業経験を有する者、 (3) 酒醸造師の資格を取得してから、当該職業（ワイン醸造）に4年以上の職業経験を有し、高級酒醸造師の正規研修で標準研修時間数に達し、終了証書を取得した者
醸酒師 (酒醸造師)	(1) 当該職業で継続して10年以上の職業経験を有する者、 (2) 当該職業で継続して8年以上の職業経験を有し、酒醸造師の正規研修で標準研修時間数に達し、終了証書を取得した者、 (3) 初級酒醸造師の資格証書を取得してから、職業経験6年以上を有する者、 (4) 初級酒醸造師の資格証書を取得してから、職業経験5年以上を有し、酒醸造師の正規研修で標準研修時間数に達し、終了証書を取得した者、 (5)(6)：略

助理醸酒師 (初級酒醸造師)	(1) 当該職業で継続して5年以上の職業経験を有する者、 (2) 当該職業で継続して4年以上の職業経験を有し、初級酒醸造師の正規研修で標準研修時間数に達し、終了証書を取得した者、 (3) 略
-------------------	---

資料5 「品酒師」資格の認定基準

等級	資格要件（どれか1つを満たす必要がある）
1級 「品酒師」	(1) 当該職業で継続して19年以上の職業経験、 (2) 品酒師の2級資格証書を取得してから継続して5年以上の職業経験、 (3) 品酒師の2級資格証書を取得してから当該職業の経験3年以上を経過し、1級品酒師の公式研修にて標準勉強時間に達し、終了証書を得た者、 (4) 本職業に関する専攻あるいは関連する専攻（大学学歴）を大卒し、なおかつ当該職業にて継続して13年以上の経験を有する者、 (5) 修士学位及びそれ以上の学歴（博士）を取得し、継続して当該職業で10年以上の経験を有する者
2級 「品酒師」	(1) 当該職業で継続して13年以上の当該職業の経験、 (2) 品酒師の3級資格証書を取得してから継続して5年以上の職業経験、 (3) 品酒師の3級資格証書を取得してから職業経験4年以上を経過し、2級品酒師の公式研修にて標準勉強時間に達し、終了証書を得た者、 (4) 本専攻あるいは関係専攻を卒業した大学学歴を有し、当該職業にて継続して5年以上の経験を有する者、 (5) 本専攻あるいは関係専攻を卒業し、3級品酒師の職業資格を取得して、当該職業にて継続して4年以上の経験を有する者、 (6) 本専攻あるいは関係専攻を卒業し、3級品酒師の職業資格を取得して、当該職業にて継続して3年以上の経験を有し、2級品酒師の公式研修にて標準勉強時間に達し、終了証書を得た者、 (7) 醸造技能者3級職業資格証書（中等専門学校卒業学歴）を取得して、継続して職業経験5年以上を有し、2級品酒師の公式研修にて基準勉強時間に達し、終了証書を得た者、 (8) 修士学位及びそれ以上の学歴を取得し、継続して当該職業で2年以上の経験を有する者
3級 「品酒師」	(1) 当該職業で継続して5年以上の職業経験、 (2) 高度な技能の修得を目標とする技術専門学校、技術師範学院及び職業技術学院の本職業専攻及び関係専攻の卒業証書を取得した者、 (3) 本職業専攻あるいは関係専攻の大学専科（大学レベルの高度技能の修得を目標とする、高度職業技術学院（高職）、高等専科学校（高専）など）の卒業証書を有する者、 (4) 大学専科でその他の専攻を卒業し、あるいはそれ以上の学歴（大卒）を有し、継続して当該職業経験1年以上を有する者、 (5) 大学専科でその他の専攻を卒業し、あるいはそれ以上の学歴（大卒）を有し、3級品酒師の公式研修にて標準勉強時間に達し、終了証書を得た者

付記：本稿の内容の一部は、拙稿「中国におけるワイン産地規制」、「中国ワイン産業の人材養成」と重複することを付記しておく。

文献

毛桂榮「中国ワイン産業における『小酒庄・大産地』の発展戦略」、明治学院大学法律科学研究所年報、33号、2017年7月。

毛桂榮「中国におけるワイン産地規制：寧夏のワイン産地保護条例に関連して」、明治学院大学『法学研究』103、29-88頁、2017年8月。

毛桂榮「中国大手ワイン企業：市場化と国際化」、明治学院大学法律科学研究所年報」34号、2018年7月。

毛桂榮「中国のワイン産地と大手企業」「中国ワインの国家基準」「中国ワイン産業の人材養成」「ボックスワインのこと」、『税理』2018年8月、9月、10月、12月号に掲載（連載）。

共同研究：酒類の6次産業化の法と政策

李華・王華『中国葡萄酒』西北農林科学技術大学出版社、2010年。

唐文龍ほか著『中国葡萄酒文化』中国輕工業出版社、2012年。